

労政ちば

2022 Autumn
No.584

CONTENTS

- 01 常時雇用する労働者301人以上の事業主について
「男女の賃金の差異」の公表が義務化されました
- 03 柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けた関連情報のご案内
- 05 令和4年10月1日に労働者協同組合法が施行されました！
- 06 千葉県最低賃金改正のお知らせ
- 07 求職者支援訓練を受講指示の対象に追加
令和4年7月1日以降、雇用保険の受給資格者が「求職者支援訓練」の受講を開始する場合に、
訓練延長給付や技能習得手当等を受給することができるようになりました。
- 08 求職者支援制度のご案内
- 09 経営課題を解決するプロフェッショナル人材確保をご支援します
千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点
- 10 石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ
「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです
- 11 令和4年度後期技能検定のご案内／ちば企業人スキルアップセミナー
- 12 「生産性向上人材育成支援センター」のご案内／各種訓練のご案内（10月以降開催予定コース）
- 13 35歳からの正社員チャレンジスクエア 千葉県合同企業説明会（10月開催）のご案内
- 14 ・ちば地域若者サポートステーション「令和4年度第2回合同企業説明会inやちよ」開催！
・「ジョブカフェちば」からのご案内 ～若者と企業の交流イベント／企業向け採用・定着支援セミナー～
- 15 【シルバー人材センター】技能講習会を開催！／人手不足でお悩みではありませんか？！
- 17 無料労働相談会を開催します
- 18 11月は「過労死防止対策月間」です

ご意見・ご感想は下記まで

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043-223-2767

バックナンバーは千葉県ホームページへ



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

常時雇用する労働者 301 人以上の事業主について 「男女の賃金の差異」の公表が義務化されました

令和 4 年 7 月 8 日の女性活躍推進法に基づく省令の一部改正により、常時雇用する労働者 301 人以上の事業主について「男女の賃金の差異」の公表が義務化されました。

① 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

以下の A～C の 3 項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

A : 以下の 8 項目から 1 項目選択 + B : ⑨男女の賃金の差異 (必須) * 新設

- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

C : 以下の 7 項目から 1 項目選択

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」 A : 以下の①～⑧の 8 項目から 1 項目選択 + B : ⑨の項目 (必須) * 新設		「職業生活と家庭生活との両立」 C : 以下の 7 項目から 1 項目選択 ※従来どおり
①採用した労働者に占める女性労働者の割合	⑨男女の賃金の差異 (必須) * 新設	①男女の平均継続勤務年数の差異
②男女別の採用における競争倍率		②10 事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
③労働者に占める女性労働者の割合		③男女別の育児休業取得率
④係長級にある者に占める女性労働者の割合		④労働者の一月当たりの平均残業時間
⑤管理職に占める女性労働者の割合		⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
⑥役員に占める女性の割合		⑥有給休暇取得率
⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績		⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率
⑧男女別の再雇用または中途採用の実績		

② 「男女の賃金の差異」の算出方法

1. 賃金の算出期間は、令和 4 年 7 月 8 日以降に終了する直近の事業年度です。その後は事業年度ごとに、年に 1 回は男女の賃金の差異を算出し、公表していただきます。
2. 常時雇用する労働者を「正社員」「パート・有期社員」「全労働者」の 3 つの区分に分けます。
3. それぞれの区分を男女別に分け、賃金台帳、源泉徴収票等を基に、事業年度の総賃金額を算出し、それぞれの区分・男女別の労働者の人員数で除します。
4. その上で、それぞれの区分について、女性の平均年間賃金額を男性の平均年間賃金額を除し、100 を乗じて得た数値 (%) を男女の賃金差異とします (小数点第 2 位は四捨五入し、小数点第 1 位まで)。

※ 注意事項 ※

- ・ 男女で異なる数え方をしないこと
- ・ 初回の公表以降、将来に向かって繰り返し行う公表を通じて一貫性のある方法を採用すること
- ・ 人員数の数え方を変更する場合は、人員数の数え方を変更した旨及び変更理由を明らかにすること

※参考

	女性	男性		公表する割合
正規雇用労働者	女性・正規の 総賃金÷人員数 =平均年間賃金①	男性・正規の 総賃金÷人員数 =平均年間賃金②	➡	$\frac{①}{②} \times 100\%$ 正規雇用の男女の賃金の差異
非正規雇用労働者 (パート・有期社員)	女性・非正規の 総賃金÷人員数 =平均年間賃金③	男性・非正規の 総賃金÷人員数 =平均年間賃金④	➡	$\frac{③}{④} \times 100\%$ 非正規雇用の男女の賃金の差異
全ての労働者	全ての女性労働者の 総賃金÷人員数 =平均年間賃金⑤	全ての男性労働者の 総賃金÷人員数 =平均年間賃金⑥	➡	$\frac{⑤}{⑥} \times 100\%$ 全ての労働者の男女の賃金の差異

※ 詳しい総賃金・人員数の算出方法については、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**に掲載している「男女の賃金の差異の算出方法等について」をご参照ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000091025.html>



③ 公表の方法

「女性の活躍推進企業データベース」または自社 HP 等により、求職者が閲覧できるようにしてください。

※ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



④ 公表の時期

初回の「男女の賃金の差異」の情報公表は、**令和4年7月8日以降に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内**に実施してください。

(例) 令和4年12月末に事業年度が終了 → 令和5年3月末までに

令和5年3月末に事業年度が終了 → 令和5年6月末までに

⑤ 「説明欄」を活用しましょう

自社の実情を正しく理解してもらうために、情報公表する際は「説明欄」を有効活用してください。「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます。

(例1) **自社における男女間賃金格差の背景事情**がある場合に、追加情報として公表

「女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女の賃金格差が全事業年度よりも拡大」など

(例2) **より詳細な雇用管理区分**（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者の間での賃金の差異を追加情報として公表する

【お問い合わせ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 指導部門

電話 : 043-221-2307 FAX : 043-221-2308

柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けた関連情報のご案内

▶テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

このガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組み等を明らかにしたものです。



主な内容

- ・テレワークの導入に際しての留意点
 - ・労務管理上の留意点
 - ・テレワークのルールの策定と周知
 - ・さまざまな労働時間制度の活用
 - ・テレワークにおける労働時間管理の工夫
 - ・テレワークにおける安全衛生の確保
 - ・テレワークにおける労働災害の補償
 - ・テレワークの際のハラスメントへの対応
 - ・テレワークの際のセキュリティへの対応
- 詳しくは HP をご覧ください

テレワークガイドライン 厚労省



▶人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援する助成金です。

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試験的に導入していた事業主の方が対象です。

助成対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等(※)の導入・運用
※以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります
・リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
・仮想デスクトップサービス
・クラウド PBX サービス
・web 会議等に用いるコミュニケーションサービス
・ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス
- ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修

支給額

- ①機器等導入助成
支給対象経費の **30%**
※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円
・20万円×対象労働者数
- ②目標達成助成
支給対象経費の **20%**
<生産要件を満たす場合 35%>
※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円
・20万円×対象労働者数

詳しくは HP をご覧ください

人材確保等支援助成金 厚労省



助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省 HP を確認いただくか、千葉労働局雇用環境・均等室（043-306-1860）へお問い合わせください。

▶副業・兼業の促進に関するガイドライン

平成 30 年 1 月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成しました。さらに、企業も働く方も安心して副業・兼業を行うことができるようルールを明確化するため、令和 2 年 9 月にガイドラインを改定しました。さらに、副業・兼業を希望する労働者が、適切な職業選択を通じ、多様なキャリア形成を図っていくことを促進するため、令和 4 年 7 月にガイドラインを改定しました。

ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省 HP をご覧ください

副業・兼業の促進に関するガイドライン

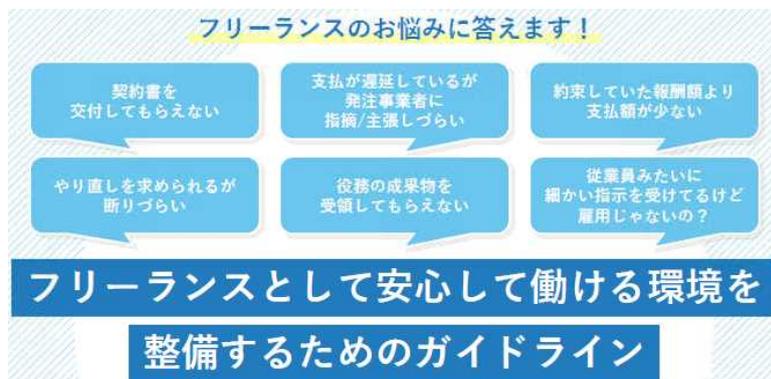
副業・兼業 厚労省



➤フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

フリーランスについては、成長戦略実行計画（令和2年7月17日）において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインを策定することとされました。

これを受け、令和3年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定しました。



主な内容

- ・**基本的考え方**
フリーランスの定義
独占禁止法、下請法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係
- ・**フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項**
フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方
発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方
独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型
- ・**仲介事業者が遵守すべき事項**
仲介事業者とフリーランスとの取引について規約の変更による取引条件の一方的な変更
- ・**現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準**
フリーランスに労働関係法令が適用される場合労働基準法における「労働者性」の判断基準
労働組合法における「労働者性」の判断要素

詳しくは HP をご覧ください

フリーランスガイドライン 厚労省	Q 検索
------------------	------



➤フリーランス・トラブル 110 番

フリーランス・個人事業主の方が、契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル 110 番」が設置されています。



0120-532-110

(受付時間 11:30~19:30 土日祝日を除く)

詳しくは HP をご覧ください

フリーランストラブル110番	Q 検索
----------------	------



➤働き方・休み方改善ポータルサイト

働き方・休み方改善ポータルサイトでは、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、選択的週休3日制度などの企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。



働き方・休み方改善ポータルサイト	Q 検索
------------------	------



【お問い合わせ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 企画部門

電話：043-306-1860 FAX：043-224-7675

令和 4 年 10 月 1 日に 労働者協同組合法が施行されました！

●労働者協同組合法とは？

現在、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。このような状況に対応するため、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織として、労働者協同組合の制度が創設されました。

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。この法律では、以下(1)~(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

《労働者協同組合の基本原則》

(1) 組合員が出資すること

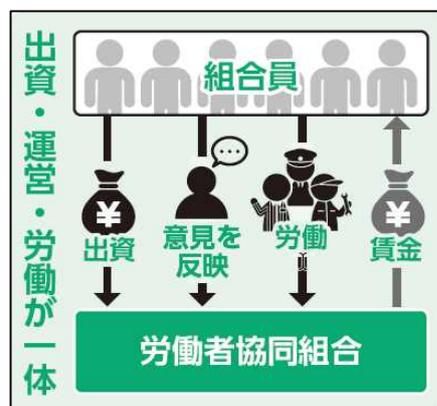
- 組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自律的な事業経営を目指します。

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

- 組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

- 組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。



●労働者協同組合の主な特色

- ① 地域における多様な需要に応じた事業ができる
- ② 簡便に法人格を取得でき、契約などができる
- ③ 組合員は労働契約を締結する必要がある
- ④ 出資配当はできない
- ⑤ 都道府県知事による監督を受ける

●労働者協同組合をもっと知るには？

労働者協同組合の設立や他の法人形態（NPO法人や企業組合）からの組織変更に関心がある方に様々な情報を提供するため、厚生労働省が特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」を開設していますので、そちらをご確認ください。



厚生労働省特設サイト

●労働者協同組合に関する相談

法令関係や定款の作成、会計処理など労働者協同組合の制度や設立に関するお困り事がある場合は、厚生労働省が相談窓口を設けていますので、ご活用ください。

《労働者協同組合法相談窓口》

0120-237-297

(受付時間：平日 9:00~17:00)

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課 多様な働き方推進班

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 Mail：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

- ◎ 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和4年10月1日から
時間額 984円
 （従来の953円から31円引上げ）

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例：月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・日給 7,600円（1日の所定労働時間 8時間 00分）→7,600円÷8時間=950円
- ・これに加え職能手当が月額 20,000円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160時間）→20,000円÷160時間=125円
- ・950円+125円=1,075円 …千葉県最低賃金 984円以上であるのでOK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- ◎ 事業場内の最低賃金を引き上げ生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金があります。令和4年9月1日より制度が拡充され、より利用しやすくなりました。

（照会先：千葉労働局雇用環境・均等室

☎043-306-1860）

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください

お気軽にお問い合わせください

業務改善助成金

で検索！



最低賃金制度のマスコット チェックマン



- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎0120-174-864）

【お問い合わせ先】

千葉労働局 労働基準部賃金室（千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎）

電話：043-221-2328

求職者支援訓練を受講指示の対象に追加

令和4年7月1日以降、雇用保険の受給資格者が「求職者支援訓練」の受講を開始する場合に、訓練延長給付や技能習得手当等を受給することができるようになりました。

令和4年7月1日から、**雇用保険の受給資格者**に対して公共職業安定所長が受講を指示する公共職業訓練等の対象に「求職者支援訓練」が追加されました。

これによって、令和4年7月1日以降、雇用保険の受給資格者が求職者支援訓練の受講を開始する場合、訓練実施期間中に訓練延長給付（※1）及び技能習得手当（※2）等を受給することができるようになりました。

【制度の詳細：厚生労働省HP】



※1 訓練終了までの間、失業している日について、所定給付日数を超過して基本手当を支給するもの

※2 受講手当（日額 500 円、40 日を限度）及び通所手当（月額上限 42,500 円）

■ 千葉県内における主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	オフィスパソコン基礎科、経理事務基礎科など
IT	WEB 開発、プログラマー養成科、Java プログラミング実践科など
営業・販売・事務	OA 事務即戦力養成科、簿記スキル養成科など
医療事務	医療事務科など
介護福祉	介護職員初任者研修養成科、介護職員実務者研修養成科など
デザイン	WEB デザイナー・クリエイター養成科など
その他	宅建スキル養成科、フローリスト養成科など

● 訓練期間は2か月から6か月（*）

* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年度末までの特例）

● 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

【修了者の声】



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度のご案内

職業訓練受講給付金の収入要件や出席要件の特例措置を導入（令和 4 年度末までの時限措置）し、就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容を多様化・柔軟化するなど、求職者支援制度の拡充を行いました。

**月 10 万円
給付金**



**無料の
職業訓練**



**就職
サポート**

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月 10 万円の生活支援給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）
- 雇用保険の受給資格者（受講指示対象者）は、訓練延長給付や技能習得手当等を受給しながら訓練を受講できます

■ 主な対象者

職業訓練受講給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方、フリーランス・自営業を廃業した方、雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

職業訓練受講給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

訓練延長給付及び技能習得手当等を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の受給資格者（受講指示対象者）
-----	---------------------

【お問い合わせ先】 千葉労働局職業安定部訓練室 電話：043-221-4087

経営課題を解決するプロフェッショナル人材確保をご支援します 千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点

「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」では、専門スキルや豊富なノウハウ・経験を持つプロフェッショナル人材（プロ人材）とのマッチングを支援し、県内企業の成長戦略実現と「攻めの経営」への転身を後押しします。

正社員としての常勤雇用に加え、個別の経営課題に対する助言や社長の相談相手としての副業・兼業でのリーズナブルな人材活用もご提案しております。

当拠点への相談は何度でも無料です。採用したい人材のニーズなど、お気軽にご相談ください。

※民間の人材事業者経由での採用時には、紹介手数料が発生する場合があります
相談のご依頼や過去の成約事例については、当拠点ホームページをご覧ください。

内閣府事業

プロ人材の採用で「攻めの経営」へ

経営課題を解決するプロフェッショナル人材確保をご支援します。

●ものづくり管理人材

研究開発、生産・品質管理など高付加価値の創出に導く人材
→研究開発者、生産管理部長、工場長等

●営業展開人材

新商品開発・新サービス開始など、主に営業展開面で新たな付加価値創出に導く人材
→営業部長、マーケティング部長、国際法務担当者等

●経営人材

経営者（後継者）及び経営者が実施する企業マネジメントをサポートする人材
→社長の右腕、経営企画部長、人事総務部長等

●副業・兼業プロ人材

都市部の優良企業で本業に従事しつつ、地方企業等で副業・兼業として課題解決の即戦力となる人材
→EC強化、デジタル化、人事制度構築等

詳細はお気軽にご相談ください！



【お問い合わせ先】

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター内）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23 階

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）午前 9 時～12 時 午後 1 時～5 時

電話：043-299-2903 FAX：043-299-3411 Mail：projinzai@ccjc-net.or.jp

ホームページ：https://www.chibapro.jp/

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が、
令和4年6月17日に施行されました。

この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

令和14年3月27日まで延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

令和8年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者）の
ご遺族の方へと拡大されました。

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。（フリーダイヤル 0120-389-931）

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。
（労災認定等事業場一覧表を掲載しています）

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部労災補償課（電話：043-221-4313）、 各労働基準監督署

令和 4 年度後期技能検定のご案内

令和 4 年度後期技能検定を実施します。

- 技能検定は、国が一定の基準によって技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。
- 誇りある「技能士」として、より充実した仕事をするため、あなたも技能検定試験にチャレンジしてみませんか。
- ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、25歳未満の方で、雇用保険被保険者若しくは県内在住の学生又は訓練生若しくは県内在学の学生又は訓練生である場合、技能検定を受ける際の受検料の一部が減額されます。(要件の詳細は HP でご確認ください。)

【対象】

- 各職種において所定の実務経験などを有する方
- 等級：特級、1級、2級、3級
- 職種：機械検査、建築大工、配管、菓子製造など75職種

【受付期間】

令和4年10月3日(月)～14日(金)

【HP】 <http://www.chivada.or.jp/>

【お問い合わせ先】

千葉県職業能力開発協会 電話：043-296-1150 FAX：043-296-1186

【HP】 <https://chivada.or.jp/ginou/>

ちば企業人スキルアップセミナー

ちばテク（千葉県立高等技術専門学校）では、職業に必要な技能や知識を習得しようとする方を対象に、能力向上などを短期間で目指す「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。経験豊富な講師の指導を 3,000～6,000 円(コースによっては別途テキスト代)の費用で受講できます。

9、10 月からお申込みいただけるセミナーは下記のとおりです。

ぜひ御自身のスキルアップに当セミナーを御活用ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

コース名	実施日程	募集期間	定員	実施校
タイル張りの基礎	11/26(土)・27(日)	9/26(月)～10/26(水)	6	東金
第二種電気工事士(下期)技能試験対策	11/27(日)・12/4(日)・11(日)・18(日)	9/27(火)～10/27(木)	12	船橋
第二種電気工事士(下期)技能試験対策	11/29(火)・12/6(火)・13(火)・20(火)	9/29(木)～10/28(金)	6	市原
旋盤切削加工技術	12/8(木)・9(金)	10/7(金)～11/8(火)	5	船橋
SolidWorks の基礎（操作編）	12/12(月)・13(火)	10/12(水)～11/11(金)	5	船橋
マシニングセンタプログラミング(基礎)	12/19(月)・20(火)	10/19(水)～11/18(金)	5	旭

※申込み方法や費用等については、下記 URL をご参照ください。

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 職業能力開発班

電話：043-223-2754

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/skillup/>

2022年度より、
電子申込みが
追加されました。

「生産性向上人材育成支援センター」のご案内

ポリテクセンター千葉に設置している「生産性向上人材育成支援センター」では、企業の人材育成に関する相談から、課題解決のための「人材育成プラン」のご提案、職業訓練の実施まで一貫した支援を行っております。

さらに、令和4年度から「DX人材育成」に重点的に取り組むため、当センター内に「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、実施している職業訓練に「DX対応コース」をご用意する等、中小企業・事業主団体等の“DX人材の育成”を支援しています。

各種訓練のご案内（10月以降開催予定コース）

中小企業・事業主団体等の課題解決のため、従業員の方向けに知識やスキルを習得する短期間の訓練を行っております。以下のとおり10月以降開催予定のコース（一部）をご案内しますので、是非ご利用下さい。各コースの詳細及びその他のコースについては、当センターのホームページをご覧ください（パンフレットをご希望の方は下記までお問合せ下さい）。

また、企業等のご要望にお応えするオーダーメイドコースも実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

【能力開発セミナー】

機械、電気・電子、建築・設備等の「ものづくり」に関連した技術的な訓練セミナーです。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
三次元測定技術	10/4(火),5(水),6(木)	6	¥18,000
電気設備のための計測技術	10/6(木),7(金)	10	¥6,500
生産性向上をめざす総合的設備管理技術	10/11(火),12(水)	10	¥7,500
トランジスタ回路の設計・評価技術	10/26(水),27(木)	10	¥9,000

【生産性向上支援訓練】

生産管理、組織マネジメント、マーケティング等、生産性の向上に効果的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
①RPAを活用した業務効率化・コスト削減	10/5(水)	10	¥3,300
②チーム力の強化と中堅・ベテラン従業員の役割	10/26(水)	10	¥3,300
③チャンスをつかむインターネットビジネス	11/7(月)	10	¥3,300
④ビジネスとSDGs（持続可能な開発目標）の融合	11/9(水)	10	¥3,300

※②は、後輩従業員に技能・ノウハウを継承させるための訓練（ミドルシニアコース）になります。

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 番地

◆訓練第二課（能力開発セミナーに関すること） 電話：043-422-4622 FAX:043-304-2132

◆生産性センター業務課（生産性向上支援訓練に関すること） 電話：043-422-4631 FAX:043-422-4768

URL: <https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/>

35 歳からの正社員チャレンジスクエア 千葉県合同企業説明会(10 月開催)のご案内

就職氷河期世代の活躍を応援します！

県では、就職氷河期世代（おおむね 35～50 歳）の方で、現在、非正規雇で働く方や求職中の方などを対象に、県内企業で正社員として働くための支援を行う専門相談窓口「35 歳からの正社員チャレンジスクエア」を開設しています。

10 月に**県内の優良企業等 20 社（予定）**が参加する合同企業説明会を開催します。

企業や業界について理解を深め、やりがいのある仕事を見つける機会となりますので、ぜひ、ご参加ください！

◇日時◇

令和 4 年 10 月 15 日（土）10:00～16:00

◇会場◇

千葉商工会議所 第 1 ホール
千葉市中央区中央 2-5-1
千葉中央ツインビル 2 号館 14 階

未経験者大歓迎！！
ぜひ、ご参加ください♪

◇参加企業◇

20 社（予定）

◇参加費用◇

無料

◇申し込み◇

下記 URL をご参照の上、QR コードからお申し込みください。⇒⇒⇒

<https://chiba-challenge-square.com/>



～ 35 歳からの正社員チャレンジスクエア～

就職氷河期世代対象の専門窓口「35 歳からの正社員チャレンジスクエア」では、専任のキャリアカウンセラーによる個別相談、就職支援講座、企業との交流会、職場見学・企業実習等の就職支援プログラムを組み合わせ、正社員就職に向け、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行っております。

[支援プログラムの内容]

- ・個別相談 ・就職支援講座 ・企業との交流会
- ・職場見学・企業実習 ・求人紹介 ・就職後のサポート など

[利用時間]

平日 9 時～17 時、第 1・3・5 土曜 10 時～17 時（第 2・4 土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

千葉県 正社員チャレンジスクエア

検索

【お問い合わせ先】

就職氷河期世代向け就職支援窓口「35 歳からの正社員チャレンジスクエア」（委託業者：株式会社パソナ）

電話：043-245-9431 Mail：chiba-hyougaki@pasona.co.jp

技能講習会を開催！

技能を身に付け、シルバー人材センターにて、新しい仕事にチャレンジしてみませんか？
シルバー人材センターはあなたを応援します。

講習名称	講習内容	実施日	実施市町	定員
施設クリーン スタッフ講習	施設清掃のプロが 実技演習でワザを 伝授。用具や洗剤の 正しい使い方を学 べます。	9月28日	千葉市	各15名
		10月4日	柏市	
		11月8日	君津市 木更津市	
		11月22日	鎌ヶ谷市	
ショップスタ ッフ接客講習	お客さまが満足す る接し方やクレーム に対する上手な 対応を模擬体験で 楽しく学べます。	9月22日	市川市	各15名
		9月29日	匝瑳市・多古町・ 旭市・横芝光町	
		10月18日	習志野市	
		11月17日	山武市	
		11月25日	佐倉市	
福祉輸送サー ビス・ドライ バー講習	国土交通省認定の 福祉有償運送運転 者・セダン等運転者 講習（福祉輸送サー ビス）を学んだうえ に、福祉車両の安全 運転テクニック（実 習）まで身につく3 日間の集中講習で す。	10月13日	松戸市	10名
		10月14日		
		10月17日		

※詳しくは当連合会ホームページをご覧ください。

【HPアドレス】

<https://sjc-chibaren.jp/>



【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

人材不足でお悩みではありませんか？！

会員の働き方は **2タイプ**

シルバー人材センターは、お客様（企業・家庭・公共団体）から「請負・委任」または「派遣」という二通りの働き方で仕事を引き受けいたします。



チエブクロー：
シルバー人材センターの
キャラクター

企業の皆さまへ

人材不足で お悩みではありませんか

こんなときには **シルバー人材センター** を
ご利用ください

- 構内の環境整備など社員には頼めない仕事を頼みたいとき
- 短期的な仕事や短時間の仕事のため人手が見つからないとき
- 毎日ではないが一定の仕事があるとき
- 高齢者ならではの人柄を生かして仕事をしてほしいとき
- 仕事を熟知したベテランに短時間、定期的に頼みたいとき

公益社団法人
千葉県シルバー人材センター連合会
高齢者活躍人材確保推進事業（千葉県労働局委託事業）

請負・委任と派遣の違い

	請負・委任	派遣
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業（概ね月10日程度）または 軽易な業務（週20時間以内）	
発注者の指揮命令	受けない	受ける
発注者との混在作業	混在作業は不可	混在作業は可
適用される保険	シルバー保険	労災保険
発注者との契約当事者	各市町村シルバー人材センター	千葉県シルバー人材センター連合会

【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp



無料労働相談会を開催します

職場のトラブル、相談してみませんか？

労働



相談会



10月16日 日 13時-17時

船橋フェイスビル5階 (京成船橋駅直結、JR船橋駅南口1分)

10月29日 土 13時-17時

労働委員会(県庁南庁舎7階) (JR本千葉駅8分)

10月29日はZoomによるオンライン相談も可能です！

無料
予約制

- 相談員：労使関係に豊富な経験と知識のある労働者委員、使用者委員の2名
 - 相談時間：おひとり当たり45分程度
- ※お電話での事前予約が必要です。
※県内の事業所における労働問題が対象です。



【予約・お問合せ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

11 月は「過労死防止対策月間」です



千葉 会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料
事前申込

2022年

日時 **11月15日(火)**
14:00～16:10 (受付13:00～)

会場 **千葉市生涯学習センター
2階ホール**
(千葉市中央区弁天3丁目7番7号)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索



スマートフォンで
二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、
いのちと健康を守る千葉県センター、千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、千葉県経営者協会

(お問い合わせ先) 電話：☎0570-070-072 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

※ お問い合わせは 上記をお願いします

千葉労働局 労働基準部監督課 (千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 3 階)